

公衆浴場業の水道料金及び下水道使用料の算定に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公衆浴場業の水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」という。）の算定に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般公衆浴場業 高知市給水条例施行規程第18条第1号及び高知市下水道条例施行規程第44条第1号に規定する公衆浴場業をいう。
- (2) その他の公衆浴場業 高知市給水条例施行規程第18条第2号及び高知市下水道条例施行規程第44条第2号に規定する公衆浴場業をいう。
- (3) 別に定めるその他公衆浴場業 高知市給水条例施行規程第23条第2項及び高知市下水道条例施行規程第45条第2項に規定する公衆浴場業をいう。
- (4) 公衆浴場営業許可書 高知市公衆浴場法施行細則第9条第2号に規定する許可書をいう。
- (5) 浴場用水量 浴場施設で使用した水量及び汚水量をいう。
- (6) 一般用水量 浴場施設以外で使用した水量及び汚水量をいう。

(適用の要件)

第3条 公衆浴場業の水道料金等の算定の適用は、公衆浴場営業許可書が交付されていること。また、それぞれ次の各号に掲げる要件に該当しなければならない。

- (1) 一般公衆浴場業
 - ア 公衆浴場営業許可書の公衆浴場の種類が一般公衆浴場であること。
- (2) その他の公衆浴場業
 - ア 公衆浴場営業許可書の公衆浴場の種類がその他の公衆浴場であること。
 - イ ヘルスセンターや健康ランド等、公衆浴場業を主として営業していること。
- (3) 別に定めるその他公衆浴場業
 - ア 公衆浴場営業許可書の公衆浴場の種類がその他の公衆浴場であって、前号に規定するその他の公衆浴場業を除く公衆浴場業であること。
 - イ ホテルや旅館等、当該施設利用者以外の者にも入浴サービスを提供して

いること。また、入浴料金を施設内の見やすい場所やホームページ等へ掲示していること。

- 2 公衆浴場業の水道料金等の算定の適用を受けようとする所有者もしくは管理責任者又は代表者（以下「所有者等」という。）は、浴場用水量を計量することができるメーター等を設置すること。

（適用の申請等）

第4条 公衆浴場業の水道料金等の算定の適用を受けようとする所有者等は、公衆浴場業の水道料金等の算定適用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に公衆浴場営業許可書の写しと図面等を添付して上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に申請しなければならない。なお、算定の適用期間は、適用の開始月から1年間とする。

- 2 前項の適用を認められた者が継続して適用を受けようとするときは、前項の申請書を適用期間の最終月の前々月から前月までの間に管理者に提出しなければならない。ただし、公衆浴場営業許可書の写しの添付は要しない。

（適用の通知等）

第5条 管理者は、前条の申請がこの要綱の定めに適合していると認めるときは、所有者等に公衆浴場業の水道料金等の算定適用決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

- 2 管理者は、前項の適用決定を行わない場合は、公衆浴場業の水道料金等の算定適用除外通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（適用の取消）

第6条 管理者は、次の各号に掲げる場合は、公衆浴場業の水道料金等の算定適用取消通知書（様式第4号）により公衆浴場業の水道料金等の算定の適用を取り消すことができる。

- (1) 第7条第1項の届出がなかったとき。
- (2) 申請書の内容に虚偽又は重大な過失があったとき。
- (3) 第9条のメーター等の維持管理を怠ったとき。
- (4) その他管理者が必要と認めたとき。

- 2 管理者は、前項の取消について所有者等の責によるときは、水道料金等の精算を求めるものとする。

（届出義務）

第7条 所有者等は、第4条の申請内容に変更があったときは、必要書類を添えて公衆浴場業の水道料金等の算定適用変更届出書（様式第5号）を速やかに管理者に届け出なければならない。

2 前項の届け出により、水道料金等に変更があるときは、管理者の定める方法で精算するものとする。

（水道料金等の算定）

第8条 公衆浴場業の水道料金等の算定は、それぞれ次の各項により算出した金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税の税率に消費税率に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た率を加えて得た率に1を加えて得た率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 一般公衆浴場業

- (1) 水道料金は、高知市給水条例第23条第1項又は附則32項の表の用途区分が浴場用（以下「浴場用」という。）で算定する。
- (2) 下水道使用料は、高知市下水道条例別表の汚水区分が浴場汚水（以下「浴場汚水」という。）で算定する。

3 その他の公衆浴場業

- (1) 全体水量のうち、一般用水量と浴場用水量を認定またはメーターの計量により算出する。
- (2) 一般用水量の水道料金等は、高知市給水条例第23条第1項の表の用途区分が一般用のメーター口径別又は附則32項の表の用途区分が一般用（以下「一般用」という。）及び高知市下水道条例別表の汚水区分が一般汚水（以下「一般汚水」という。）で算定する。
- (3) 浴場用水量の水道料金等は、浴場用及び浴場汚水で算定する。

4 別に定めるその他公衆浴場業

- (1) 全体水量のうち、一般用水量と浴場用水量を認定またはメーターの計量により算出する。
- (2) 一般用水量の水道料金等は、一般用及び一般汚水で算定する。
- (3) 浴場用水量の水道料金等は、一般用でメーター口径20ミリメートル及び一般汚水で算定した金額に100分の65を乗じて得た額とする。

（メーター等の維持管理）

第9条 第3条第2項において設置するメーター等は計量法（平成4年法律第51号）による検定有効期限内のもので、かつ、正常に作動するものであること。

また維持管理は、次の各号のとおり所有者等が行うものとする。

- (1) メーター等が故障したとき又は検定有効期限が満了するときは、取り替えを行うこと。
- (2) 前号の取り替えを行ったときは、速やかにメーター取替届出書（様式第6号）を管理者に提出すること。
- (3) メーター等の設置場所及び周辺環境を、いつでも容易に検針が行えるように、良好な状態に保持し、特に検針の妨げとなる物を置いたり、工作物を設けたりしないこと。

（委任）

第10条 この要綱に定めのないものについては、管理者が別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年1月1日から施行し、令和2年4月1日以降の検針に係る水道料金等から適用し、令和2年3月31日以前の検針に係る水道料金等については、なお従前の例による。
- 2 この要綱の制定前に公衆浴場業の水道料金等の算定の適用を受けている所有者等は、第3条第2項におけるメーター等は、建物又は入浴施設全体の改修を行う際に設置するものとする。